

指定自動車整備事業者の皆様へお知らせ

OSSによる継続検査申請を行う場合であって、運輸支局長の公示により、当該自動車検査証の有効期間の満了する日の伸長を希望されるときは、**必ず前日の15時までに依頼書^{※1}を継続窓口へ提出して頂きますようお願いいたします。**

なお、伸長手続きを行うことにより、エコカー減税による初回継続検査時^{※2}の自動車重量税の免税を受けられる場合がございますので、今一度、ご確認頂きますようお願いいたします。詳しくは運輸支局継続窓口へお問い合わせください。

※1 継続検査 OSS 申請における自動車検査証の有効期間の伸長依頼書

※2 初回継続検査時（エコカー減税）

車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付を受けた場合に限り適用

国土交通省中国運輸局